

# 注 意

民間企業等が公募しているインターンシップへ大学を經由することなく応募する場合（5日未満のインターンシップで大学に参加連絡をしない場合）は、学生教育研究災害保険（学研災）、学研災付帯賠償責任保険（学研賠）の適用外となります。

このため、上記に該当するインターンシップに参加する場合は、必ず自身で学研災、学研賠以外の民間の保険に加入してください。